

令和 5 年度 BRIDGE 施策提案（9 月配分）に係る事前評価

令和 5 年 8 月 29 日

BRIDGE 評価委員会

1. 事前評価に係る経緯

BRIDGE では、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化を推進するため、毎年度、重点課題を設定し、各省庁から重点課題を踏まえた施策の提案を募集することとしている。

令和 5 年度の重点課題については、令和 5 年 1 月にガバニングボードにおいて、7 つの重点課題を決定した。

その後、各省庁施策の提案・実施のスキーム、提案様式に基づき、6 月配分施策 33 件の施策を採択した。

今回、6 月 22 日から、7 月 13 日にかけて、各省庁から施策提案の募集を行い、各施策提案について、BRIDGE 運用指針 5. (1) ② iii) の評価項目・基準（参考資料 1（参考 1、2））に基づき、7 月 21 日から 8 月 10 日までの間に、プログラム統括チームによる各省庁や各省 PD 候補からの事前ヒアリングを実施した。（参考資料 1（参考 3、4、5））

BRIDGE 評価委員会において、8 月 21 日から 28 日までの間に、各施策提案について、各省庁から、プログラム統括チーム等の意見に対する回答を中心としてヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえ、今般、事前評価を取りまとめた。

2. 事前評価の結果

事前評価は、各施策提案について、BRIDGE 運用指針 5. (1) ② iii) における「BRIDGE 制度の目的と整合性」、「統合イノベーション戦略等の各種戦略及びガバニングボードが設定する重点課題との整合性」、「目標の妥当性、目標達成に向けた工程表の実現性」、「適切な SIP 型マネジメント・各省庁の関連施策への反映の見込み」等の評価項目・基準に基づく総合評価の観点、予算要求額の妥当性評価の観点からそれぞれ実施した。

【機密性 2 情報】

(1) 評価基準

(総合評価)

- S：非常に優れている
- A：優れている
- B：要件を満たしている
- C：要件を満たしていない

(予算要求額の妥当性評価)

- S：要求額のとおり認められる（全額程度）
- A：概ね要求額のとおり認められる
- B：要求額について精査が必要である（半額程度）
- C：要求額の一部のみ認められる
- D：認められない（他の事業で対応すべき）

(2) 事前評価に向けた検討方針

9月配分で残額すべての財源を使い切ることを目指し、評価基準を緩めるべきではなく、評価基準を満たすものに限って採択することとし、また、採択するものについても予算額を精査する。

評価基準を満たしたものでも、内容が不十分なものや、実効性に疑問があるものは条件を付ける、又は、具体化するまで予算の一部を留保する。

3年間までの事業計画は認められるが、新陳代謝を進めるため、3年間予算を固定ではなく、年度末評価で2割程度の見直しを想定する。

(3) 各施策提案に対する個別評価意見（BRIDGEでの実施に当たっての条件、各省での取組に対する意見）

別添のとおり。

なお、BRIDGE施策についてはSIP型マネジメントが求められているところ、SIP第3期における社会実装に向けた戦略やデータ連携の取組を踏まえ、施策を推進するものとする。

具体的には、社会実装に向けた戦略については、成熟度レベル（XRL）を活用し、社会実装に向けて、関係省庁や産業界と連携し、技術だけでなく、事業、制度、社会的受容性、人材の取組状況を把握しつつ、研究開発等を推進すること。

また、データを収集・管理・活用する施策については、データマネジメントプランを策定し、

【機密性 2 情報】

管理対象データの設定、管理対象データの保存、共有及び必要な範囲での公開等を定めるとともに、施策の間や SIP 課題、その他のプロジェクトとのデータ連携を図ること。また、データ連携については、SIP 第 3 期においては、デジタル庁のデータ戦略でデータ基盤として位置付けられている DATA-EX を活用することを原則として、SIP 課題間や外部のデータベースとのデータ連携により、実現する価値の最大化を目指すこととしており、SIP 第 3 期を参考として取組を進めること。

3. 事前評価に基づく今後の対応

2. (3) の個別評価意見について、採択することになったものについても、施策提案の実施に向けて、研究開発等計画の具体化や見直しを行い、10 月中旬に予定するガバナリングボードでの実施方針の決定までに、プログラム統括チームの確認を得るものとする。

年度末評価のスケジュールや実施方法については、別途、内閣府事務局より連絡することとする。

なお、対象となった施策の推進に当たって、SIP 第 3 期課題と関連する施策がある場合については当該 SIP の PD が SIP 推進委員会での意見を踏まえつつ、提案、助言及び支援を実施することとしている。SIP 第 3 期課題と関連がない施策においても、各省 PD は、関係省庁や産学官の有識者が参加する推進委員会等を設置し、施策の推進にあたっての意見を聴くことが望ましい。